

志木第二中学校 学校再開に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン

令和2年5月27日

1 はじめに

令和2年5月25日、埼玉県の緊急事態宣言が解除されたことにより、学校が再開されることとなりました。感染症拡大のリスクを可能な限り軽減したうえで、段階的に教育活動を再開します。

2 家庭における感染予防

- ・毎日の検温、健康観察カードへの記入をします。
- ・登校時、外出時にマスクを着用します。
- ・手洗い、うがいを励行します。
- ・風邪症状等がある場合は自宅で休養します。
- ・家族に発熱等がある場合は、健康観察カードで学校に知らせます。

3 学校での感染予防

(1) 登校時

- ・生徒は健康観察カードを持参します（登校時間は8：00～8：25）。
- ・生徒は、昇降口で手指の消毒をします。
- ・教員は、生徒の健康観察カードを確認します（1階）。
- ・健康観察カードを確認する場所は、学年別とし、間隔を空けて並びます。
- ・教室への導線は学年別にします。
- ・健康観察カードの記入漏れ、体調に心配がある場合は別室で対応します。
- ・健康観察カードの確認時に風邪症状等がある場合は、熱がなくても、休養のため帰宅させます。

(2) 授業

- ・教室の窓、ドアを開け換気をします（エアコン使用時も含む）。
- ・生徒はマスクを着用します。ただし、体育の学習等においては学習内容や熱中症予防によりマスクを外すことがあります。教員はマスクまたはフェイスシールドを着用し授業を行います。
- ・分散登校期間は、隣り合わないよう座席を配置します。
- ・教材・教具の共用は可能な限り行いません。ただし、共用が必要なものについては、使用後の手洗いを行います。また、使用した日に教材・教具の消毒を行います。
- ・特別教室等、向かい合わせになる教室は、可能な限り飛沫防止のフィルムを設置します。
- ・教室を移動した際は、手指消毒を行います。
- ・以下のような活動は控えます。
 - 「生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
 - 美術における「生徒同士が近距離で活動する共制作等の表現や鑑賞活動」
 - 家庭、技術における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - 体育・保健における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 休み時間

- ・生徒同士が密にならないよう、可能な限り自席で過ごします。
- ・手洗い、うがい、こまめな水分補給を励行します。
- ・不要不急の係活動や委員会活動は行いません。
- ・窓やドアを開け換気します。

(4) 給食

- ・石鹸での手洗いを必ず行います。
- ・使用前に配膳台を消毒します。
- ・分散登校期間は、教職員が配膳を行います。
- ・教員はマスク、エプロン、手袋を着用します。
- ・グループではなく、前を向いておしゃべりをせず食事をします。
- ・給食の準備・後片付け等を考慮し、丼ものを中心としたメニューとします。
- ・分散登校期間、飛沫感染防止のため、歯磨きは行いません。うがいで対応とします。

(5) 清掃

- ・分散登校期間中は、掃き掃除やごみ拾い程度にします。
- ・窓やドアを開け、換気をします。
- ・清掃終了後は、石鹸での手洗いを行います。

(6) 部活動

- ・分散登校期間は部活動を行いません。
- ・活動場所や種目、活動内容によって人数を制限した活動を行います。
- ・活動前に健康観察を行います（土日の場合も検温や体調の管理を行います）。
- ・室内の場合、活動場所の換気を行います。
- ・部活動方針に則った活動を行います。
- ・手洗い、うがいを励行します。

(7) 放課後

- ・授業や部活動が終了したら、生徒は速やかに下校します。
- ・教員は、校内の消毒を行います。

(8) 保健室

- ・保健室は、けがの対応、相談活動、各種検診等の対応に限定します。
- ・風邪症状や発熱の場合は別室（1階第2相談室）で対応し、休養のため帰宅させます。

(9) 学校図書館

- ・貸出・返却のため開館します。
- ・図書館内が密にならないよう、一度に入館できる人数を5名程度とします。
- ・図書館入口前に間隔を空けて並ぶようにします。

(10) その他

- ・教職員は、毎日検温し記録をとります。
- ・感染予防のため保護者の判断により生徒が学校を休む場合、風邪症状等により生徒が学校を休む場合は、いずれも出席停止とします。